

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

この度、アルバイト収入で学費を賄っている学生へ国の新たな学生支援緊急給付金給付事業が創設されました。

申請を希望する方は文科省ホームページの手引きをよく読んで、必要書類の準備をお願いします。ただし、推薦枠（人数）に上限があるため、支給されない可能性があることを予めご承知おきください。

●学生の皆様向けページ（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』～ 学びの継続給付金 ～）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

【対象学生】

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に(50%以上)減少し、修学の継続が困難になっているもの

【給付額】

住民税非課税世帯の学生 20万円、左記以外の学生 10万円

【申請方法】

- ・申請を予定する学生は、支援の対象要件や制度の具体的内容等について「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）を参照し、対象となる場合必要書類を用意して「東京ビジュアルアーツ事務局学生支援緊急給付金係」まで申請書類を提出ください。なお、申請書・誓約書及び現支給要件を満たすことを証明する書類は申請者がコピー・プリントアウトしご用意ください。
- ・申請は来校・郵送どちらでも受け付ける事が出来ますが、郵送の場合必ず「簡易書留」もしくは「レターパックライト」を利用して下さい。
- ・「申請の手引き」P.7 に記載の必要書類を揃えてください。（注意、「任意」と書かれているものもありますが、原則必ず提出してください）

・申請の手引き（学生・生徒用）

https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf

・【様式 1】 支援緊急給付金申請書

https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_02.docx

・【様式 2】 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_03.docx

※HPに記載されている【様式 3】は不要です。

【スケジュール】

第1回受付：5/26（火）～6/5（金）

第2回受付：6/6（土）～6/12（金） それぞれ東京ビジュアルアーツ必着

〒102-0081 東京都千代田区四番町 11

専門学校東京ビジュアルアーツ事務局学生支援緊急給付金係

※書類に不備がある場合申請を受け付ける事が出来ませんのでご注意ください。

専門学校東京ビジュアルアーツ 事務局

電話 03-3221-0203

受付可能時間 9：30～18：00